2002年9月10日　日本経済新聞朝刊25頁「経済教室」　※無断複製・転載を禁じます。

経済教室

決済保護よりナローバンク

預金者には同効果

「ペイオフ」意義損なうな

伊藤　隆敏
東京大学先端科学技術研究センター教授

決済資金のための特別な決済口座の新設とその全額保護は、市場の規律の放棄、モラルハザード(倫理の欠如)の恐れなど弊害が多い。決済口座導入のかわりにナローバンク(受け入れた預金で貸付をおこなわず、短期国債で運用する特別口座)を導入すれば政府の保護は不必要である。

「無期限延期」より次善の策

既に二度延期された来年四月のペイオフ(預金の払戻保証額を元本一千万円とその利息までとする措置)完全解禁を控えて、決済用預金を新たに定義したうえで、それを政府が全額保護することが金融審議会から答申された。

しかし、決済用預金が定義できたとして、またそこに限ったとしても、政府が全額保護することは、銀行経営者のモラルハザードを引き起こすばかりではなく、かえって金融機関のコスト増大につながる可能性がある。金融機関の健全性を早急に回復してペイオフ解禁を完全実施することが、ベストな解決策である。

しかし、決済用の預金に対して預金者の不安が解消されない、ということであれば、一〇〇%安全な流動性のある資産(短期国債など)に裏打ちされた分別管理される信託勘定(ナローバンク)を導入することが、セカンドベストである。ナローバンクについては金融審議会答申の中でも少数意見として触れられてはいる。

そもそも一九九五年末に発表されたペイオフの一時停止は、金融機関が経営改善によって不良債権を処理、財務状態を健全化し、さらにそれをしっかり監視する金融監督体制を確立するための猶予期間のはずだった。銀行が十分な資本を持ち、監督当局が早めに業務改善命令を出すか一時国有化する権限を持てば、銀行が債務超過になり、預金者の預金がカットされることはない。つまり預金の政府による保護は不要となる。そうなるはずだった。

しかし、猶予期間の間にも銀行の財務状態は、むしろ悪化していった。二〇〇一年に予定されていたペイオフ解禁はとりあえず一年延期され、さらに、二〇〇二年四月予定されていたペイオフ解禁も、定期性預金に限り実施、普通預金などはさらに全額保護を一年間続けると決定された。

そして来年四月の全面解禁期限を控えて決済用預金(当座預金、金利ゼロの普通預金など)については、無期限に政府による保護を継続するという。三度目の正直どころか、ペイオフ全面解禁の無期限延期という金融監督政策の後退である。

今年四月のペイオフ一部解禁は、定期預金から普通預金へ、財務状態の弱い小規模銀行・金融機関から財務状態が強い大手銀行へと預金のシフトが起きることは、銀行にとっての債務の満期構成が短期化することで、銀行経営にとっては好ましくない。ゼロ金利といってもデフレのもとでは分別管理し、一〇〇%安全かつ流動性のある資産(短期国債など)のみで運用することである。

短期国債に限定することで信用リスクも金利リスクもほとんどない。預金によって得られた資金を、貸し付けを行うことなく安全資産でのみ運用する銀行は、金融の文献のなかで、ナローバンクとして知られている。

ナローバンクは顧客からみると、小口化された国債を持っていることに等しく、預金の価値が一〇〇%保障されることが明りょうだ。金融監督の立場からみると、ナローバンクは債務超過になることは有り得ないので、この勘定さえ分離しておけば、銀行の破たんの際にも、決済を滞りなく継続させることができる。

ナローバンクを導入するには、二つの方法が考えられる。第一に、フィナンシャルグループを統括する持ち株会社の下に、ナローバンクを独立法人として設立し、そのナローバンクの口座を、現在の銀行の店舗で取引ができるようにグループ内提携する方法である。

第二に、銀行の中に、ナローバンクの要素をもつ決済性信託勘定を開設することである。この勘定(口座)に預けられた預金とその口座に預けられた資金の運用は、銀行の他の資産(負債)とは完全に分別管理する信託勘定とする。これをナローアカウントと呼ぶことにしよう。万が一、銀行が破たんした場合、ナローアカウントの資産・負債については、他の資産・負債とは別に処理することにする法的手当て(銀行法改正)が必要である。

モラルハザード防ぐ意味大きい

一〇〇%安全資産で運用されているので、このナローバンクやナローアカウントについては債務超過になることはない。したがって、政府の保護は不要である。安全資産に裏打ちされた分別勘定を導入することは、たしかに、銀行全体の完全な健全性を追求しない、という意味で、セカンドベストではあるものの、決済用預金の無期限保護よりは、まだ優れている。

ナローバンクの仕組みは、証券会社における公社債投資信託の資産運用、あるいは顧客からの預託証券の分別管理に似ている。さらに信託銀行の信託勘定との共通点もある。その運営のノウハウは、証券会社や信託銀行にあるかもしれない。

独自にシステム開発・運営が難しいような中小の金融機関の場合には、大手のフィナンシャルグループの開発するシステムや証券会社との提携が考えられる。

決済用預金の安定性の確保が、経済活動を委縮させないために重要であることは当然である。金融機関の十分な自己資本の充実と、金融監督体制の整備により、金融機関への信頼を高めることが、本来の解決策である。しかし、残念なことに、金融機関の健全度や監督体制は、そのような理想状態にはほど遠いことを、今回の「決済用口座の無期限全額保護」構想は露呈している。

しかし、決済の安全な実行には、ナローバンク(あるいはナローアカウント)の導入が、政府による全額保護の継続と同じ効果を持つ。しかも、政府による全額保護は避ける、モラルハザードを防ぐ、市場の規律を利かせるという点からは、ナローバンクの導入の方が望ましい。

ただちに、ナローバンクの導入に向けた検討を始めて、決済用口座の政府による保護提案を撤回するように訴えたい。もしそのためのシステム開発は間に合わない、というのであれば、普通預金の保護を一年延期してでもナローバンクの導入を図るほうが、決済用口座の無期限保護を決定するよりも望ましい。

50年生まれ。ハーバード大博士。一橋大教授、財務省副財務官などを経て現職。専門は国際金融